

2023年8月14日

お客さま 各位

「当座勘定規定」一部改定のお知らせ

網走信用金庫

平素は、網走信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、2023年10月1日より、窓口営業時間終了後に手形・小切手の決済資金が充当される場合への対処が必要となることから、現行の「当座勘定規定」に手形・小切手の決済資金への充当時限を、新たに明記いたします。

今後とも、当金庫を引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 一部改定となる規定

「当座勘定規定」

2. 主な改定内容

手形・小切手の決済資金への充当時限を明記

※詳しくは別表をご確認ください。

3. 改定日

2023年10月1日（日）

以 上

・変更箇所のみを抜粋しております。

当座勘定規定（旧）	当座勘定規定（新）
9.（支払の範囲） （1）呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。	9.（支払の範囲） （1）呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。
<u>新設</u>	<u>（2）呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u>
<u>（2）手形、小切手の金額の一部支払はしません。</u>	<u>（3）手形、小切手の金額の一部支払はしません。</u>
<u>（2022年11月4日現在）</u>	<u>（2023年10月1日現在）</u>